

平成29年度

京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト

「全員参加型」イノベーション創造支援事業

人材活躍支援

募集要領

※事業提案書受付期間

第一次 平成29年4月10日(月)～平成29年5月2日(火)

第二次 平成29年6月26日(月)～平成29年7月28日(金)

提出及びお問い合わせ先

(公財) 京都産業21
京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進センター

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内
TEL : 075-315-9061 / FAX : 075-315-9062

公益財団法人 京都産業21

1 事業目的

本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府の補助を受けて実施するもので、事業拡大や新分野進出、第二創業など、新たなイノベーションに取り組む中小企業者を対象に、これらの取組の推進役となる高度な技術や知識を有する者をはじめ、中・高齢者や女性、若年者など、多様な人材の活躍を支援することにより、当該事業者の成長・発展、新事業創造を通じて、正規雇用の創出・拡大を図ることを目的として実施するものです。

※正規雇用とは、「使用者と労働者が直接雇用契約を締結し、労働者が使用者のもと常勤で就業規則に定める就業時間をフルタイムで従業する期間を定めない雇用形態」をいいます。

2 対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 京都府内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 中小企業基本法第2条第1項（昭和38年法律第154号）に規定する会社及び個人のうち、「次世代ものづくり産業分野」（※1）に該当する者又は当該産業分野に新たに進出しようとする者（※2）

※1 「次世代ものづくり産業分野」

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類に基づき指定する23業種（別記参照）

※2 新たに進出しようとする者

具体的な事業計画を有し、事業の実現可能性が認められる場合に限る。

■中小企業者の要件

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業	3億円以下	300人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※常時雇用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

■次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書、請求書及び納品書等の会計関係帳簿類並びに出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等書類等の労働関係帳簿類が整備されていること
- イ 雇用保険及び社会保険適用事業所の事業主であること
- ウ 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと

エ 京都府税、市町村民税、消費税又は地方消費税、労働保険料等の滞納がないこと

■次の項目に該当する中小企業者は除きます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者はこの限りではありません。

(ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

(イ) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（公益財団法人京都産業21等）と基本約定書を締結した者（特定VC）

(ウ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

■次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 対象事業者が、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（カ）の場合を除く。）に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

ク 対象となる雇用者の人件費について、国や京都府等から他の補助金等の交付を受けているとき。

ケ 法令及び条例等の規定に違反していると認められるとき

3 対象事業

本事業は、経営革新計画の承認や京都府の元気印中小企業認証制度、京都市のオスカ―認定制度やベンチャー企業目利き委員会Aランク認定制度に取り組む企業をはじめ、事業拡大や新分野進出、第二創業など、新たなイノベーションに取り組む中小企業者を対象に、これら取組の担い手となる多様な人材の確保を支援することにより、当該事業者の成長・発展、新事業創造を通じて、正規雇用の創出・拡大の可能性が高いと認められる事業を対象とします。

具体的には、

- ① 中小企業者自らが、京都ジョブパーク等を活用して、必要な人材を直接雇用する。
- ② 民間人材紹介会社を活用して、必要な人材を直接雇用する。
- ③ 民間人材派遣会社を活用して、必要な人材を確保する。

ことにより、自社の成長・発展、新事業創造を通じて、本事業終了時までに正規雇用者を創出することが必要です。

なお、本事業の対象となる人材は、京都府内の事業所での勤務に限ります。

4 対象経費

本事業の対象となる経費は、確保する人材の人件費と当該人材が担う取組の推進に直接必要な経費であり、かつ、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものに限り、

(1) 人件費

- ① 賃金（基本給に限る。）

なお、基本給には社内規程等に基づき毎月定期的・定額的に支払われる手当を含みます。ただし、住居手当、食事手当、時間外勤務手当（超過勤務手当、休日勤務手当）、賞与、退職手当（退職給与引当金）等は、本事業の対象になりません。

また、人材派遣会社を活用する場合の賃金については、人材派遣会社との労働者派遣契約等で定められた派遣料金に 0.7 を乗じた額を人件費として取り扱います。

- ② 通勤手当
- ③ 社会保険料等（雇用保険料、労災保険料等を含む。）の事業主負担分

(2) その他事業経費

人材派遣会社又は人材紹介会社を活用する場合の手数料

※なお、公租公課（消費税など）は対象となりません。

5 補助率・補助金額

(1) 補助率

補助対象経費の80%以内（人件費が、補助対象経費の2/3以上であること）

※ただし、本事業を完了した日までに、本事業により雇用した人材を、正規雇用として継続雇用する場合に限りです。

※本事業により雇用した人材を正規雇用として継続雇用できなかった場合には、補助率が80%から40%に減額されますので御留意ください。

※本事業の交付決定以前に既に雇用している者は、対象になりません。

(2) 補助限度額

区分	要件等	対象雇用者 1人当たり
中核人材	事業拡大や新分野進出等に必要となる技術や知識等を有する者で、イノベーションの取り組みの中心となり、事業を推進する者	140万円
推進人材	中核人材が推進する事業を補助・サポートする者	100万円

※対象となる雇用者数は、1事業者2人までとします。

ただし、うち1人以上は中核人材とし、推進人材のみは不可とします。

6 対象期間

本事業の事業採択後の補助金交付決定日以降で、対象となる人材を新たに確保した日から6箇月を経過した日又は平成30年3月15日(木)のいずれか早い日までが対象となります。

7 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業期間終了後の精算払いとします。

8 応募方法

事業提案書に必要事項を記入し、添付書類を添えて持参又は郵送により提出してください。

※提出先：(公財) 京都産業21 京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進センター

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内

TEL 075-315-9061 FAX 075-315-9062 E-mail koyop@ki21.jp

※受付期間：第一次 平成29年4月10日(月)～平成29年5月2日(火)

第二次 平成29年6月26日(月)～平成29年7月28日(金)

※事業提案書を持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く、平日の9時～12時、13時～17時とします。郵送される場合は、募集期間最終日の17時必着とします。

※事業提案書の様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

<http://kyoto-koyop.jp/support/2017jinzai/>

9 提出書類

次の提出書類一覧の○印の書類の原本及びそのコピーを1部提出してください。（両面コピー及びホッチキス止めはしないでください。）

■提出書類一覧

書類名	法人	個人
事業提案書	○	○
履歴事項全部証明書 （申請日から3箇月以内に発行されたもの）	○	開業届（写し）又は税申告書
府税について滞納がないことの証明書 （申請日から3箇月以内に発行されたもの）	○	○
最近2期分の決算関係書類 （貸借対照表、損益計算書） ※設立2年未満の企業は事業計画書・収支予算書 ※個人の場合は、最近2期分の確定申告書の写し ※最近2期分の営業利益が赤字の場合は、更にその前 期分の決算関係書類	○	○
当該事業年度の収支予算書及び事業計画書	○	○
会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等でも可）	○	○

※府税について滞納がないことの証明は、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。

※提出された書類はお返ししません。

※提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行（京都府への事業報告を含む）のためだけに利用し、申請者の秘密は保持します。（「個人情報保護指針」は財団のホームページで公開しています。）

※印鑑が必要な申請書に押印されていることを確認してください。

※提出時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

※その他、必要に応じ、提案内容に関連する資料を求める場合があります。

10 採択決定

事業提案書の内容を次の観点から総合的に審査・評価した上で、予算の範囲内で採択事業を決定します。なお、必要に応じて提案者のヒアリング等を実施します。採択

の結果は、提案者あてに通知します。

<評価基準>

①雇用創出の可能性 ②事業の実現性 ③事業の成長性 ④事業経費の妥当性

※審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※採択された提案者には、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定を行います。

また、補助金の事業期間終了後に、実績報告書を提出していただきます。

※なお、本事業は、予算の範囲内で採択事業を決定するため、採択されることになった場合においても、提案された金額の全てに応じられない場合があります。

※経営革新計画の承認や京都府の元気印中小企業認定制度、京都市のオスカー認定制度やベンチャー企業目利き委員会Aランク認定制度等に基づく事業を行うものを優先採択することとします。

1 1 補助対象予定者数

100人程度

1 2 その他留意事項

本事業の実施に当たっては、本事業のコーディネータによる指導、助言等を受けていただきます。

本事業に係る経理処理については、通常の業務と補助事業とを明確に区別し、補助事業に係る伝票及び証拠書類は、通常の経理処理とは区別して作成し保存していただきます。

(別記)

「次世代ものづくり産業分野」

次世代ものづくり産業分野は、2分野1機能に関連する分野で、かつ、対象23業種に該当する者としませんが、これらの中で、特に、持続的成長性のある高付加価値事業に積極的に取り組む中小企業者を主な支援対象とします。

「2分野1機能」

I 「スマートシティ京都」分野

(「IOT/IOE」、「エコ・エネルギー」、「ライフサイエンス」)

II 「クール京都」分野

(「クロスメディア・コンテンツ」、「京の食」、「海外試作・開発試作」、「新文化産業」)

III 「基盤機能」

(「未来志向型経営人材育成」、「京都版エコノミック・ガーデニング」、「事業継続・創生支援」、「アライアンス」、「オープンイノベーション」、「北京都産学連携事業化」、「けいはんな分野融合・販路開拓」、「ものづくり産業人材確保・定着」、「「全員参加型」イノベーション創造支援」、「高度分析試験機器利用促進・人材育成」)

「対象23業種」

09 食料品製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	11 繊維工業	12 木材・木製品製造業
13 家具・装備品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	15 印刷・同関連業	16 化学工業
18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	32 その他の製造業
39 情報サービス業	40 インターネット附随サービス業	41 映像・音声・文字情報制作業	